

堺市公報 第45号	平成30年11月9日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○平成30年7月豪雨による申告等の延長後の期限について 【財政局税務部税制課】	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の再開について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留	

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止
について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 9

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の再開
について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 10

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称
変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 11

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在
地変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 11

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定
について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 13

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止
について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 14

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の名称
変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 15

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の所在
地変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 16

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について

【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】…………… 17

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について

【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】…………… 17

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について

【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】…………… 19

○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について

【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】……………20

<公告>

○堺市立人権ふれあいセンター条例に基づく開館時間について

 【市民人権局人権部人権推進課】……………21

○堺市立農業公園「交流施設」の利用料金について

 【産業振興局農政部農水産課】……………21

○都市計画法に基づく工事の完了について

 【建築都市局開発調整部宅地安全課】……………22

○都市計画法に基づく工事の完了について

 【建築都市局開発調整部宅地安全課】……………23

<消防局公告>

○指定催しの指定について

 【消防局予防部予防査察課】……………23

告 示

堺市告示第368号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第5条の規定に基づき、平成30年7月25日付け堺市告示第269号（以下単に「告示第269号」という。）において別に市長が定めることとされている日（岡山県倉敷市真備町に住所を有する個人並びに主たる事務所又は事業所を有する個人及び法人に係るものを除く。）は、次に掲げるとおりとする。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

	期限の区分	指定する期日
1	固定資産税及び都市計画税の納付の期限のうち、平成30年7月5日から同年12月24日までに到来するもの	平成30年12月25日
2	給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入の期限のうち、平成30年7月5日から同年12月9日までに到来するもの	平成30年12月10日

3	普通徴収に係る個人の市民税の納付の期限のうち、平成30年7月5日から平成31年1月30日までに到来するもの	平成31年1月31日
4	告示第269号において別に市長が定めることとした期限のうち、1から3までの項に掲げる期限以外のもの（平成30年7月5日から同年11月26日までに到来するものに限る。）	平成30年11月27日

堺市告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
整形外科よねだクリニック	堺市堺区向陵西町4-11-15 三国ヶ丘駅前ビル1階	平成30年9月1日
なかい心のクリニック	堺市西区鳳東町2-183-5	平成30年9月1日
ふくだメンタルクリニック	堺市中区深井清水町3985 HS深井ビル6階	平成30年9月1日
ひじい耳鼻咽喉科	堺市西区上野芝向ヶ丘町2-8-2	平成30年9月1日
こめだ耳鼻咽喉科	堺市南区鴨谷台2-5-1 光明センタービル301号	平成30年9月1日
あさだこどもクリニック	堺市中区福田1100-67	平成30年3月1日

こにし小児科・アレルギー科	堺市西区津久野町1-20-1 津久野メ ディカビル2F	平成30年9月1日
いしいこどもクリニック	堺市西区上野芝町2-3-18	平成30年8月20日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
小出歯科医院	堺市南区城山台3-3-2	平成30年9月1日
やすふく歯科クリニック	堺市北区金岡町1423-4 ビッグカー サ堺しらさぎ駅前 tower casa C1階	平成30年9月1日
もずデンタルクリニック	堺市北区百舌鳥赤畑町3-161-1	平成30年8月1日
ふなき歯科	堺市西区上野芝町4-18-10 江畑第4 ビル1階	平成30年8月1日

堺市告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
----	-----	-------

整形外科よねだクリニック	堺市堺区向陵西町4-11-15 三国ヶ丘駅前ビル1階	平成30年8月31日
なかい心のクリニック	堺市西区鳳東町2-183-5	平成30年8月31日
ふくだメンタルクリニック	堺市中区深井清水町3985 HS深井ビル6階	平成30年8月31日
ひじい耳鼻咽喉科	堺市西区上野芝向ヶ丘町2-8-2	平成30年8月31日
こめだ耳鼻咽喉科	堺市南区鴨谷台2-5-1 光明センタービル301号	平成30年8月31日
あさだこどもクリニック	堺市中区福田1100-67	平成30年2月28日
こにし小児科・アレルギー科	堺市西区津久野町1-20-1 津久野メディカビル2F	平成30年8月31日
いしいこどもクリニック	堺市西区上野芝向ヶ丘町4-24-26	平成30年8月19日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
小出歯科医院	堺市南区域山台3-3-2	平成30年8月31日
やすふく歯科クリニック	堺市北区金岡町1423-4 ビッグカーサ堺しらさぎ駅前C棟1階	平成30年8月31日
もずデンタルクリニック	堺市北区百舌鳥赤畑町3-161-1	平成30年7月31日
ふなき歯科	堺市西区上野芝町4-643-18 ソフィア上野芝1階	平成30年7月31日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
ふれあい薬局アクト光明池店	堺市南区鴨谷台2-1-3 光明池アクトビル2F	平成30年6月30日
かるがも薬局上野芝店	堺市西区上野芝向ヶ丘町4-24-26	平成30年7月31日
はやみ薬局	堺市堺区霞ヶ丘町1-2-33	平成27年12月31日

堺市告示第371号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の再開について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

1 訪問看護

名称	所在地	再開年月日
たなごころ訪問看護ステーション	堺市中区深井清水町3832 3F	平成30年10月22日

堺市告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
きたはなだ歯科	きたはなだますだ 歯科	堺市北区北花田町2-4 -1 コプリー1階	平成27年7月1日
セガミ薬局上野芝 薬市店	ココカラファイン 薬局上野芝薬市店	堺市西区上野芝町2-7 -3 西友薬市堺上野芝 店内	平成30年10月1日

堺市告示第373号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
よろこんぶ訪問看護ステーション	堺市東区野尻町325- 5 花文化202号室	堺市東区日置荘西町 2-5-16 F i o r e H A T S U S H I B A102号	平成30年9月1日

堺市告示第374号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、

生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	幸生堂薬局	堺市西区上野芝町4-17-14	平成30年8月1日
居宅療養管理指導	幸生堂薬局	堺市西区上野芝町4-17-14	平成30年8月1日
訪問介護	愛の木介護センター	堺市中区八田西町3-3-10	平成30年10月1日

堺市告示第375号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
訪問リハビリテーション	井上内科クリニック	堺市中区深阪2-11-1 吉田ビル1階	平成30年10月1日
訪問看護	井上内科クリニック	堺市中区深阪2-11-1 吉田ビル1階	平成30年10月1日

居宅療養管理指導	はやみ薬局	堺市堺区霞ヶ丘町1-2-33	平成27年12月31日
居宅療養管理指導	かるがも薬局上野芝店	堺市西区上野芝向ヶ丘町4-24-26	平成30年7月31日
介護予防居宅療養管理指導	かるがも薬局上野芝店	堺市西区上野芝向ヶ丘町4-24-26	平成30年7月31日
訪問介護	ファミリーケアステーション南大阪	堺市東区日置荘西町3-19-5 リバティ初芝103号	平成30年5月31日
訪問介護	愛の木介護センター	堺市西区鳳東町5-487-329	平成30年9月30日

堺市告示第376号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の再開について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	再開年月日
介護予防訪問看護	たなごころ訪問看護ステーション	堺市中区深井清水町3832 3F	平成30年10月22日
訪問看護	たなごころ訪問看護ステーション	堺市中区深井清水町3832 3F	平成30年10月22日

堺市告示第377号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
介護予防居宅療養管理指導	セガミ薬局上野芝薬市店	ココカラファイン薬局上野芝薬市店	堺市西区上野芝町2-7-3 西友薬市堺上野芝店内	平成30年10月1日
居宅療養管理指導	セガミ薬局上野芝薬市店	ココカラファイン薬局上野芝薬市店	堺市西区上野芝町2-7-3 西友薬市堺上野芝店内	平成30年10月1日

堺市告示第378号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹 山 修 身

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	訪問看護ステーションあかね	堺市中区陶器北684-9	堺市堺区向陵東町1-7-19 大空マンション3号	平成30年9月1日
訪問看護	訪問看護ステーションあかね	堺市中区陶器北684-9	堺市堺区向陵東町1-7-19 大空マンション3号	平成30年9月1日
介護予防訪問看護	よろこんぶ訪問看護ステーション	堺市東区野尻町325-5 花文化202号室	堺市東区日置荘西町2-5-16 F i o r e H A T S U S H I B A 102号	平成30年9月1日
訪問看護	よろこんぶ訪問看護ステーション	堺市東区野尻町325-5 花文化202号室	堺市東区日置荘西町2-5-16 F i o r e H A T S U S H I B A 102号	平成30年9月1日
介護予防訪問サービス	ヘルパーステーションくぜのさと	堺市中区平井303-1	堺市中区東八田24-5	平成30年9月17日
訪問介護	ヘルパーステーションくぜのさと	堺市中区平井303-1	堺市中区東八田24-5	平成30年9月17日
介護予防訪問サービス	ゆい訪問介護サービス	堺市中区土塔町39-7	堺市堺区中瓦町1-2-16	平成30年9月1日
訪問介護	ゆい訪問介護サービス	堺市中区土塔町39-7	堺市堺区中瓦町1-2-16	平成30年9月1日
介護予防訪問サービス	ヘルパーステーションふたば	堺市中区東八田24-5	堺市中区平井314	平成30年9月15日
訪問介護	ヘルパーステーションふたば	堺市中区東八田24-5	堺市中区平井314	平成30年9月15日
介護予防訪問サービス	愛の木介護センター	堺市西区鳳東町5-487-329	堺市中区八田西町3-3-10	平成30年10月1日

介護予防訪問サービス	訪問介護ネクスケア浜寺	堺市西区浜寺石津町西2-6-17	堺市西区鳳東町7-853	平成30年10月1日
訪問介護	訪問介護ネクスケア浜寺	堺市西区浜寺石津町西2-6-17	堺市西区鳳東町7-853	平成30年10月1日
居宅介護支援	ゆたかケアプランセンター	堺市北区百舌鳥梅町3-35-1-203	堺市北区百舌鳥赤畑町4-330-1-101	平成30年7月18日

堺市告示第379号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
三木 秀輝	三木 秀輝（出張専門）	堺市中区深井中町1080-40	平成30年10月11日
浅野 恵美	浅野 恵美（出張専門）	堺市堺区大浜南町2-2-19-206	平成30年10月1日
松本 在央	ライクあんまマッサージ指圧鍼灸院	堺市堺区大浜南町3-1-63	平成30年10月1日
松原 稔	松原 稔（出張専門）	堺市北区南花田町325-6 B101	平成30年10月1日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日

三木 秀輝	三木 秀輝（出張 専門）	堺市中区深井中町1080 -40	平成30年10月11日
利根川 浩一	利根川 浩一（出 張専門）	堺市東区白鷺町1-24- 8-404	平成30年10月1日
伊藤 聖	からだサポート訪 問サービス（鍼灸）	堺市北区北長尾町1- 3-8	平成30年9月1日
浅野 恵美	浅野 恵美（出張 専門）	堺市堺区大浜南町2- 2-19-206	平成30年10月1日
松本 在央	ライクあんまマッ サージ指圧鍼灸院	堺市堺区大浜南町3- 1-63	平成30年10月1日
松原 稔	松原 稔（出張専 門）	堺市北区南花田町325- 6 B101	平成30年10月1日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
奥田 将人	S-ONE整骨院	堺市中区深井中町3280	平成30年10月1日
坂本 崇	城山台みちかわ整 骨院	堺市南区城山台2-2- 1	平成30年10月1日
三原 耕一	三原整骨院	堺市東区日置荘西町5- 30-4	平成30年8月19日

~~~~~

### 堺市告示第380号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

1 はり・きゅう

| 施術者   | 施術所名              | 所在地           | 廃止年月日     |
|-------|-------------------|---------------|-----------|
| 勝又 俊一 | からだサポート訪問サービス（鍼灸） | 堺市北区北長尾町1-3-8 | 平成30年9月1日 |

2 柔道整復

| 施術者   | 施術所名       | 所在地          | 廃止年月日      |
|-------|------------|--------------|------------|
| 桃山 翔吾 | 城山台みちかわ整骨院 | 堺市南区城山台2-2-1 | 平成30年9月30日 |

堺市告示第381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

1 あんま・マッサージ

| 施術者    | 変更前の名称    | 変更後の名称     | 所在地           | 変更年月日     |
|--------|-----------|------------|---------------|-----------|
| 落合 敦   | 訪問鍼灸院やすらぎ | 鍼灸マッサージー福堂 | 堺市東区白鷺町3-20-1 | 平成30年4月1日 |
| 小山 啓太郎 | 訪問鍼灸院やすらぎ | 鍼灸マッサージー福堂 | 堺市東区白鷺町3-20-1 | 平成30年4月1日 |

2 はり・きゅう

| 施術者    | 変更前の名称        | 変更後の名称         | 所在地           | 変更年月日         |
|--------|---------------|----------------|---------------|---------------|
| 落合 敦   | 訪問鍼灸院や<br>すらぎ | 鍼灸マッサー<br>ジー福堂 | 堺市東区白鷺町3-20-1 | 平成30年4<br>月1日 |
| 小山 啓太郎 | 訪問鍼灸院や<br>すらぎ | 鍼灸マッサー<br>ジー福堂 | 堺市東区白鷺町3-20-1 | 平成30年4<br>月1日 |

堺市告示第382号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

1 あんま・マッサージ

| 施術者    | 施術所名           | 変更前の所在地             | 変更後の所在地           | 変更年月日         |
|--------|----------------|---------------------|-------------------|---------------|
| 落合 敦   | 鍼灸マッサー<br>ジー福堂 | 堺市東区白鷺町3<br>-1816-4 | 堺市東区白鷺町3<br>-20-1 | 平成30年4<br>月1日 |
| 小山 啓太郎 | 鍼灸マッサー<br>ジー福堂 | 堺市東区白鷺町3<br>-1816-4 | 堺市東区白鷺町3<br>-20-1 | 平成30年4<br>月1日 |

2 はり・きゅう

| 施術者    | 施術所名           | 変更前の所在地             | 変更後の所在地           | 変更年月日         |
|--------|----------------|---------------------|-------------------|---------------|
| 落合 敦   | 鍼灸マッサー<br>ジー福堂 | 堺市東区白鷺町3<br>-1816-4 | 堺市東区白鷺町3<br>-20-1 | 平成30年4<br>月1日 |
| 小山 啓太郎 | 鍼灸マッサー<br>ジー福堂 | 堺市東区白鷺町3<br>-1816-4 | 堺市東区白鷺町3<br>-20-1 | 平成30年4<br>月1日 |

堺市告示第383号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

|            |               |
|------------|---------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776201283    |
| 事業所名称      | ケアプランセンター南野田  |
| 事業所所在地     | 堺市東区南野田263番32 |
| 指定の申請者     | 合同会社みなと       |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市東区南野田263番32 |
| 代表者名       | 徳 久江          |
| 指定年月日      | 平成30年10月1日    |
| サービスの種類    | 居宅介護支援        |

堺市告示第384号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776502664           |
| 事業所名称     | ピュアフレンズ              |
| 事業所所在地    | 堺市北区金岡町2251番地8 202号室 |

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 指定の申請者     | NPO法人ピュアフレンズ           |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市美原区大保128番地3 タカハシビル2F |
| 代表者名       | 高橋 順子                  |
| 指定年月日      | 平成30年10月1日             |
| サービスの種類    | 福祉用具貸与                 |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776003531        |
| 事業所名称      | よしよし訪問介護ステーション浅香山 |
| 事業所所在地     | 堺市堺区浅香山町二丁4番9号    |
| 指定の申請者     | 株式会社よしよし          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪市東成区玉津一丁目5番24号  |
| 代表者名       | 吉松 繁民             |
| 指定年月日      | 平成30年10月1日        |
| サービスの種類    | 訪問介護              |

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776502664             |
| 事業所名称      | ピュアフレンズ                |
| 事業所所在地     | 堺市北区金岡町2251番地8 202号室   |
| 指定の申請者     | NPO法人ピュアフレンズ           |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市美原区大保128番地3 タカハシビル2F |
| 代表者名       | 高橋 順子                  |
| 指定年月日      | 平成30年10月1日             |
| サービスの種類    | 特定福祉用具販売               |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776302784        |
| 事業所名称      | 訪問介護事業所 なでしこ浜寺    |
| 事業所所在地     | 堺市西区浜寺石津町西二丁6番17  |
| 指定の申請者     | 株式会社ハートリンクケア      |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府中央区南本町一丁目4番10号 |
| 代表者名       | 辻 正夫              |
| 指定年月日      | 平成30年10月1日        |
| サービスの種類    | 訪問介護              |

|           |             |
|-----------|-------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776201275  |
| 事業所名称     | あかりデイサービス   |
| 事業所所在地    | 堺市東区丈六55番1号 |

|            |                |
|------------|----------------|
| 指定の申請者     | 株式会社新和         |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市北区新金岡町三丁4番8号 |
| 代表者名       | 町口 真哉          |
| 指定年月日      | 平成30年10月1日     |
| サービスの種類    | 通所介護           |

堺市告示第385号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776502664             |
| 事業所名称      | ピュアフレンズ                |
| 事業所所在地     | 堺市北区金岡町2251番地8 202号室   |
| 指定の申請者     | NPO法人ピュアフレンズ           |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市美原区大保128番地3 タカハシビル2F |
| 代表者名       | 高橋 順子                  |
| 指定年月日      | 平成30年10月1日             |
| サービスの種類    | 介護予防福祉用具貸与             |

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776502664             |
| 事業所名称      | ピュアフレンズ                |
| 事業所所在地     | 堺市北区金岡町2251番地8 202号室   |
| 指定の申請者     | NPO法人ピュアフレンズ           |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市美原区大保128番地3 タカハシビル2F |
| 代表者名       | 高橋 順子                  |
| 指定年月日      | 平成30年10月1日             |
| サービスの種類    | 特定介護予防福祉用具販売           |

## 堺市告示第386号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796600068      |
| 事業所名称      | デイサービスみき        |
| 事業所所在地     | 堺市美原区真福寺98番6    |
| 指定の申請者     | 一般社団法人福祉創造助成事業団 |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市北区金岡町756番地    |
| 代表者名       | 田中 樹里穂          |
| 指定年月日      | 平成30年10月1日      |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護       |

|            |                  |
|------------|------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796000152       |
| 事業所名称      | 定期巡回・随時対応 堺つくしの会 |
| 事業所所在地     | 堺市堺区翁橋町一丁9番15号   |
| 指定の申請者     | オムニクス株式会社        |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市堺区翁橋町一丁9番15号   |
| 代表者名       | 堀江 清晃            |
| 指定年月日      | 平成30年10月1日       |
| サービスの種類    | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796600027         |
| 事業所名称      | 定期巡回・随時対応ケアサポートOSJ |
| 事業所所在地     | 堺市美原区平尾595-1       |
| 指定の申請者     | 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団   |
| 主たる事務所の所在地 | 箕面市白島三丁目5番50号      |
| 代表者名       | 行松 英明              |

|         |                  |
|---------|------------------|
| 指定年月日   | 平成30年10月1日       |
| サービスの種類 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |

|            |                  |
|------------|------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796200133       |
| 事業所名称      | 早稲田イーライフ堺北野田     |
| 事業所所在地     | 堺市東区北野田516-3     |
| 指定の申請者     | 株式会社ウィザスイーライフ    |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府中央区備後町三丁目6番2号 |
| 代表者名       | 玉置 哲久            |
| 指定年月日      | 平成30年10月1日       |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護        |

## 公 告

### 堺市公告第695号

堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和49年条例第34号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立人権ふれあいセンターの開館時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

#### 1 開館時間

平成30年11月25日（日曜日）における堺市立人権ふれあいセンターの開館時間を、午前9時から午後3時30分まで（舳松人権歴史館については、午前9時30分から午後3時30分まで）とする。

#### 2 理由

ふれあいフェア2018開催日のため

### 堺市公告第696号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「交流施設」の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

1 農産物直売所使用料

| 期間                            | 区分         | 金額       |
|-------------------------------|------------|----------|
| 平成30年11月10日から<br>平成31年3月31日まで | 堺市内生産農家出荷者 | 販売価格の15% |
|                               | 精肉業者出荷者    | 販売価格の15% |
|                               | 上記以外の出荷者   | 販売価格の20% |

堺市公告第697号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

南区檜尾1053番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市南区檜尾1031番地

中井 応明

中井 浩子

堺市公告第698号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年11月9日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

中区深阪四丁43番1の一部、43番12の一部及び43番13並びに田園654番3、654番4及び654番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区市之町東五丁2番7号  
株式会社サービス  
代表取締役 坂元 正幸

消防局公告

堺市消防局公告第6号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年11月9日

堺市消防長 松本文雄

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 催しの名称 | 第43回堺市農業祭               |
| 開催場所  | 堺市堺区百舌鳥夕雲町二丁 堺市大仙公園催し広場 |
| 開催期間  | 平成30年11月23日（金・祝）        |